

徳島県病院薬剤師奨学金返還支援事業費補助金交付要綱

（目的）

第1条 知事は、本県における薬剤師の確保・育成を図るため、医療介護総合確保法に基づく県計画により、病院開設者が行う薬剤師の奨学金返還支援事業の実施に要する経費に対し、予算の範囲内で、徳島県病院薬剤師奨学金返還支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、徳島県補助金交付規則（昭和58年徳島県規則第53号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）大学等 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき設置された大学及び大学院をいう。
- （2）奨学金 大学等の修学のために貸与を受けた本人による返還が必要な独立行政法人日本学生支援機構の奨学金その他知事が適当と認める奨学金をいう。ただし、特定分野や企業等の人材確保、地域への定着を目的とするもので返還を免除されるものを除く。
- （3）病院 医療法（昭和23年法律第205号）第7条第1項に基づく開設の許可を受けた病院をいう。
- （4）正規雇用 期間の定めのない労働契約に基づく雇用であって、所定労働時間が通常の労働者の所定労働時間と同じであり、就業規則等に規定する賃金の算出方法及び支給形態、賞与、退職金、休日、定期的な昇給や昇格の有無等の労働条件について長期雇用を前提とした待遇が適用されている雇用をいう。

（補助対象事業者）

第3条 補助金の交付の対象となる事業者（以下「補助対象事業者」という。）は、補助金の交付の対象となる病院（以下「対象病院」という。）として、第5条第2項に規定する県の登録を受けている病院の開設者とする。

（補助対象経費等）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助金の交付の対象となる期間（以下「補助対象期間」という。）、補助率、補助限度額及び補助金の額は、別表のとおりとする。

（対象病院の要件）

第5条 対象病院の登録に係る要件は、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- （1）本県の2次保健医療圏の内、南部及び西部圏域で開設している病院であること。
- （2）当該病院で正規雇用された薬剤師に対し奨学金返還を支援するための制度（以下「奨学金返還支援制度」という。）を設けていること。
- （3）奨学金返還支援制度により奨学金返還の支援を受ける薬剤師（以下「支援対象者」という。）に対する、知事が認める研修プログラム（以下「研修プログラム」という。）による研修制度を設けていること。
- （4）次の全てについて誓約できる者であること。

ア 奨学金返還支援制度により、支援対象者に対して奨学金返還を支援するための手当等の支給（支援対象者に代わって奨学金貸与機関に送金する場合を含む。以下同じ。）（以下「返還支援手当等の支給」という。）を行うこと。

イ 支援対象者に対して、研修プログラムを実施すること。

ウ 次の全てを満たしていること。ただし、国、県、市町村その他これらに準ずるものについては、適用しない。

（ア）雇用保険適用事業所の事業者であること。

（イ）労働保険料を滞納していないこと。

（ウ）過去1年間に労働関係法規等の法令に違反していないこと。

（エ）県税の滞納がないこと。

（オ）暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）とかかわりがないこと。

2 対象病院として県の登録を受けようとする者は、要領に定めるところにより、知事に申請するものとする。

3 知事は、要領に定めるところにより、対象病院の取消し等の措置を行うことができる。

(支援対象者の要件)

第6条 支援対象者は、次の各号の全ての要件を満たした者とする。

- (1) 薬剤師の免許を有していること。
- (2) 補助金の交付申請を行う日に属する年度において新たに対象病院に雇用された者、又は以前に補助金の交付申請において支援対象者であった者であって、過去に交付申請を行った全ての補助対象期間の合計の期間（以下「総補助対象期間」という。）の月数が、72を超えていない者であること。
- (3) 総補助対象期間に2分の3を乗じた期間（1月未満の端数が生じたときはこれを切り上げるものとする。以下「支援条件期間」という。）以上、対象病院で薬剤師として勤務する意思があること。
- (4) 大学等在学中に貸与を受けた奨学金を初年度申請日の属する年度から返還開始予定である者、又は各年度の申請日において貸与を受けた奨学金に返還残額があり、かつ、滞納なく返還している者であること。
- (5) 労働時間の全てを対象病院で勤務していること。ただし、要領で定める場合を除く。
- (6) 県内の南部及び西部圏域の要領に規定する病院や薬局等の調剤を実施する施設からの転職者でないこと。
- (7) 県が実施する他の返還支援事業の支援を受けていないこと。
- (8) 補助対象期間中、補助事業者が実施する研修プログラムに基づく研修を受講する意思があること。

(交付申請)

第7条 規則第3条による補助金の申請をしようとする者は、毎年度、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、知事が別に定める日までに提出しなければならない。

- (1) 奨学金返還支援事業計画書（様式第2号）
- (2) 所要額調書（様式第3号）
- (3) 支援対象者の薬剤師免許証又は登録済証明書の写し
- (4) 支援対象者を正規雇用した日及び現在雇用していることを証する書類
- (5) 返還を支援する奨学金の返済残額を確認できるもの
- (6) 返還を支援する奨学金が返還義務のある貸与型であることを確認することができる書類

- (7) 支援対象者が第6条第6号及び第7号の要件並びに第8条第1号の条件を満たすことを誓約する書類（様式第4号）
- (8) その他知事が必要と認める書類

（補助金の交付の条件）

第8条 規則第5条第1項各号に掲げる事項及び次の各号に掲げる事項は、補助金の交付の決定の条件となる。

- (1) 支援対象者は、支援条件期間以上、補助事業者の対象病院で薬剤師として勤務すること。ただし、支援対象者が育児休業、その他知事が認める理由があると認めるときは、その理由が継続する期間（以下「猶予期間」という。）について、支援条件期間に含めないものとする。
- (2) 補助事業者は、補助金の目的を達成するため、次に掲げる事項を遵守すること。
 - ア 支援対象者を、補助事業者の対象病院で薬剤師として勤務させること。ただし、第6条第5号ただし書きに定める場合を除く。
 - イ 支援対象者が奨学金を計画どおりに返還していることを確認しなければならないこと。
 - ウ 支援対象者が、異動や退職等により第1号の要件又は第5条第1項第4号イを満たさなくなる可能性が明らかになった場合や、法令等に違反するなど、支援対象者として不適切であると認められる理由が発生したことを知った場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。
 - エ 支援対象者の支援条件期間が終了するまで、毎年度、勤務状況報告書兼支援条件期間満了報告書（様式第5号）を知事に提出すること。
 - オ アからエに掲げるもののほか、補助事業を遂行するために必要があると知事が認めて指示した事項を遵守すること。

（軽微な変更）

第9条 規則第5条第1項第1号及び第2号の知事が定める軽微な変更は、補助金額に変更のないもので、補助事業の目的を変更しない事業計画の細部の変更とする。

（変更の承認の申請等）

第10条 規則第5条第1項第1号から第3号までの規定による知事の承認を受けようとする者は、補助事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第6号）を知事に提

出しなければならない。

- 2 規則第5条第1項第4号の規定による知事への報告をしようとする者は、その理由及び補助事業の遂行の状況を記載した書類を知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第11条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、補助金の額の確定の有無にかかわらず、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該補助事業者に対して既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 補助事業者が、規則又はこの要綱の規定に違反した場合
- (2) 補助事業者が、法令若しくはこの要綱の規定又は法令若しくはこの要綱の規定に基づく処分若しくは指示に違反した場合
- (3) 補助事業者が、不正又は虚偽の申請により補助金の交付決定を受けた場合
- (4) 補助事業者が、補助事業に関して不正その他不適当な行為をした場合
- (5) 補助事業者が、奨学金返還支援制度により支援対象者に支給した手当等の返還を受けた場合
- (6) 支援対象者が、第8条第1号の要件を満たさなくなった場合。ただし、第6条第5号ただし書きに定める場合を除く。

(返還)

第12条 補助事業者は、第11条の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部が取り消され、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命じられたときは、既に交付した補助金に、規則第15条の2に規定する加算金を付した額（第14条の規定により返還の一部が免除されたときは、免除された額を控除した額）を県に納付しなければならない。

(返還の猶予)

第13条 知事は、災害その他やむを得ない理由があると認めるときは、その理由が継続する期間に限って、補助金の返還の履行を猶予することができる。

(返還の免除)

第14条 知事は、第11条第6号に該当した場合において、次の表の第1の欄に掲げる勤務した期間に対し、同表の第2の欄に掲げる免除額の返還の履行を免除する。

1 勤務した期間	2 免除額
支援対象者が対象病院で勤務した期間 (総補助対象期間の最初の月から対象病院に薬剤師として勤務しなくなった日の属する月までの期間。ただし、猶予期間を含む月を除く。)	支援対象者の総補助対象期間に既に交付を受けた補助金の合計額(以下「補助総受入額」という。)に、勤務した期間の月数を乗じて、支援条件期間で除して得た額以内の額

- 2 第1項に規定する場合を除き、知事は、支援対象者の支援条件期間中の業務に起因した死亡、当該業務に起因する心身の故障その他やむを得ない理由により、第8条第1号の要件を満たさなくなった場合は、当該支援対象者に係る補助金の全部又は一部の返還を免除することができる。

(実績報告)

第15条 規則第11条の規定による実績報告は、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定があった年度の3月31日のいずれか早い期日までに実績報告書(様式第7号)に、次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 奨学金返還支援事業実績書(様式第8号)
- (2) 所要額精算書(様式第9号)
- (3) 支援対象者に奨学金返還を支援するための手当等を支給した実績を確認することができる書類の写し
- (4) 奨学金の返還の債務の履行のために負担した額を証明する書類
- (5) 補助事業者が実施する研修プログラムに基づく研修の支援対象者の受講状況が分かる書類
- (6) その他知事が必要と認める書類

(補助金の請求)

第16条 規則第12条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金請求書(様式第10号)に当該通知に係る通知書の写しを添えて知事に補助金の請求をしなければならない。

(補助金の支払)

第17条 知事は、第16条の規定による補助金請求書等を受理した後に、補助金を

支払うものとする。

(補助金調書等)

第18条 規則第16条の帳簿及び証拠書類の保管の期間は、補助事業の完了の日又は廃止の承認を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間とする。

(雑則)

第19条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、要領その他知事が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和8年9月1日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

別表（第4条関係）

補助対象経費	補助対象事業者が、支援対象者に対して奨学金返還を支援するために支給する手当等 （支援対象者に代わって奨学金貸与機関に送金する場合を含む。）
補助対象期間	1 各年度 補助金の交付申請を行う日に属する年度において、支援対象者に対して奨学金返還を支援するために手当等を支給する最初の月から最後の月までの期間とする。ただし、猶予期間を含む月を除くものとする。 2 通算 支援対象者1人につき、交付申請を行った全ての補助対象期間の合計月数が、72を超えない期間とする。
補助率	補助対象経費の1／2
補助限度額	支援対象者1人当たり30,000円／月 （支援対象者1人当たり通算2,160,000円） 原則、1病院1人分とするが、予算の範囲において、複数名分の申請を認めることができる。
補助金の額	補助対象経費に補助率を乗じて得た額又は補助限度額のいずれか少ない額（ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。）